

令和 2 年 4 月 1 日

各 位

一般社団法人全国植物検疫協会  
事 務 局 長  
(押印省略)

令和 2 年度輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業に  
係る専門家の募集について

貴下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から当協会の業務の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業については、今般、農林水産省と委託契約を締結し、当協会が  
実施することとなったところです

本事業では、①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理、③農薬の残留、④流通・  
販売等の各分野の専門家を整備し、輸出に取り組もうとする産地等に専門家を派  
遣して、栽培体系、病虫害の発生状況等、産地の実態に応じた継続的な技術的支  
援を実施することとされています（別紙「仕様書」参照）。

つきましては、本事業の実施に当たり、専門家を別紙「募集要領」のとおり募  
集しますので、特段のご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、応募に当たっては、応募用紙に必要事項を記入の上、電子メール又は FAX  
でご提出くださいますようお願いいたします。また、専門家募集の第 1 次締め切りを  
4 月 9 日（木）としますので、申し添えます。

連絡先 (一社) 全国植物検疫協会 事務局  
〒101-0047 東京都千代田区内神田3-4-3  
TEL 070 (1187) 1520  
FAX 03 (5294) 1525  
e-メール support@zenshoku-kyo.or.jp

(別紙)

## 専 門 家 募 集 要 領

令和2年度 輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業は、次の8つの事業内容を実施することとしている。

- ① 専門家リストの整備
- ② 相談窓口の設置
- ③ インターネットサイトの運営
- ④ 産地等の現状把握の実施
- ⑤ 専門家による技術的支援の実施
- ⑥ 事例集の作成
- ⑦ 技術資料の作成
- ⑧ 報告書の作成

この事業では、輸出に取り組もうとする産地、流通・販売事業者等（以下「産地等」という。）からの相談や問合せ等に応じて①植物検疫、②病害虫防除・栽培管理、③農薬の適正使用（残留農薬）、④流通・販売等に係る各分野の専門家を現地に派遣して、当該専門家による技術的支援の実施が重要な役割を担うこととなる。

このため、当該専門家は、本事業への協力を理解を示し、現場指導の対応が可能な専門家としての資質を有する者とし、以下のとおり募集する。

### 1. 分野別の募集人数

- (1) 植物検疫に係る専門家 : 50～70名
- (2) 病害虫防除・栽培管理に係る専門家 : 30～50名
- (3) 農薬の適正使用（農薬残留）に係る専門家 : 80～100名
- (4) 流通・販売に係る専門家 : 10名

### 2. 専門家の業務内容

- (1) 産地等における輸出に関する意向、現状、課題等の聴取
- (2) 技術的支援方針に係る一般社団法人全国植物検疫協会に設置する事務局（以下「事務局」という。）との協議
- (3) 地方自治体、生産者、生産者団体等の現地関係者を含めた検討体制の構築
- (4) 輸出先国の植物検疫条件等に基づく、植物検疫に係る手続き等、病害虫防除・栽培管理、農薬の適正使用（残留農薬）、携帯品（おみやげ）の円滑な持ち出し等に係る技術的支援の実施
- (5) 農産物等が輸出されるまで継続的な技術的支援の実施
- (6) 「輸出産地カルテ」の作成、記録

(7) 事務局への報告及び必要な書類の提出

(8) その他、事務局が指示する事項

### 3. 勤務時間

勤務時間は、原則として、月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）の8時30分から17時までとする。ただし、専門家が組織に所属する場合は、当該組織の定める勤務時間による。

### 4. 報酬及び旅費等の支払い

当該事業の専門家として勤務した場合、次により報酬等を支払う。

#### (1) 報酬

専門家が、事務局からの依頼に基づき、技術的サポートを実施した場合は、1時間当たり4,000円を支払う。ただし、日額16,000円を支給の限度とする（時間外に勤務した場合は別途定める報酬を支払う。）。

なお、技術的支援には、相談者との日程調整や支援に伴う資料の作成、支援後の「輸出産地カルテ」の作成・報告等の事務を含むものとする。

#### (2) 旅費

事務局が別に定める支給額により日当、交通費等を支給する。

### 5. 専門家の選定・登録

専門家は、植物検疫、病虫害防除・栽培管理又は農薬の適正使用（残留農薬）、流通・販売に係る業務に5年以上従事した経験のある有識者からなる選定委員会において厳選され、委嘱通知をもって登録する。

### 6. 専門家の任期

令和2年4月1日から令和3年3月17日まで

### 7. 募集期間

随時

令和2年度輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業

専門家応募用紙(様式1)

提出月日	
応募する専門家の分野	
氏名	
所属等	
住所	
電話番号	
FAX番号	
eメールアドレス	
現場指導の経験の内容	
専門家として対応を希望する地域(都道府県等)等	
経験年数 (いずれかに○を付けてください)	<input type="checkbox"/> 5年以上10年未満 <input type="checkbox"/> 10年以上20年未満 <input type="checkbox"/> 20年以上